

「福岡市確認申請の手引き」改正概要

① 共通事項

- ・目次修正（ページ修正、改正年月日追記（フォントの修正等軽微なものを除く。））

② 第1章 確認申請

- ・P1 2 住宅都市局建築指導部 組織及び業務内容
建築指導課道路判定係（法43条ただし書き）→（法43条第2項）
開発・建築調整課開発指導第1係・第2係 担当区修正
- ・P2 3 確認申請を要する建築物等一覧
確認を要する工作物 1 保安通信→保安通信（スペースを削除）

③ 第2章 許認可手続き、各事務処理フロー

- ・P10 4 道路位置指定申請フロー
「道路の位置の指定に関する指導要領」のHP案内を修正
- ・P11・12
4-2『福岡市 建築物の敷地と道路との関係の建築許可運用基準』手続き要領
認定に関する説明を追記
- ・P17 10 仮設建築物等許可申請フロー
フロー図中に法第85条第7項等について建築審査会の同意が必要な旨を追記
- ・P18 11 総合的設計による一団地認定申請フロー
※2に公告手続きの目安期間を追記
- ・P19 12 工事中における安全上の措置等に関する計画の届出フロー
※3に電子申請の案内を追記
- ・P20 14-2 建築物エネルギー消費性能適合性判定手続きフロー
HPの案内を削除
- ・P21 14-3 建築物エネルギー消費性能確保計画届出フロー
HPの案内を削除、オンライン受付の案内を追記
- ・P22 14-4 完了検査申請フロー（建築物省エネ法による適合義務化の場合）
HPの案内を削除
- ・P23 14-5 建築物環境配慮計画書の届出フロー
HPの案内を削除、オンライン受付の案内を追記
- ・P25 16 節水計画書の届出について
HPの案内を削除

④ 第3章 建築基準法取扱い

○1.総則編

- P33 総1 事例1 ()内の「,」→「、」に修正
- P35 総3 認定に関する記述を追加

○2.単体規定編

- P74 単2 読点のフォントを修正
- P83 単9 1、2行目
「耐火構造又は準耐火構造とし～建築物」
→「令第112条第11項に規定する建築物に該当するもの」に修正

○3.集団規定編

●P126 集2-2

- 1 27条→市条例27条
- 2 27条→市条例27条
- 2 5、6行目
「建築基準法（以下「法」という。）」→「法」
「福岡市建築基準法施行条例（以下「市条例」という。）」→「市条例」
※福岡市確認申請の手引き「はじめに」を参照

●P128 集2-2

- (3) ①2、3行目
「玄関が複数ある場合は、～とする。」
→「建築物の利用者、居住者が日常主として出入りする出入口とする。」に修正
- (4) ①4行目 市条例27条の規制対象となる建築物について追記
- (4) ②2行目 車両台数が同数となる場合の取扱いを追記

●P129 集2-2

- (5) 2、3行目 道路状整備部分に設けられる工作物、設けられない工作物の説明を追記
- (6) 1行目 「福岡市建築基準法施行細則」→「市細則」
- (7) 1行目 「建築基準法施行令」→「令」

●P130 集2-2

- (7) ㊦中 「(2項道路等)」→「(幅員4m未満の道路等)」に修正
- 4 1～5行目
市条例27条1項1号及び2号における幅員4m以上の道路についての説明を追記
- 4 (1) ①「27条1項1号」→「市条例27条1項1号」に修正
- 4 (1) ②3行目 道路状整備部分についての参照ページを追記

●P131 集 2-2

- ・(2) 「27条 1 項2号」→「市条例 27 条 1 項2号」に修正

●P134 集 2-2

- ・5 表 5 右側の図について、セットバックの始点についての説明を追記

●P135 集 2-3

- ・角地緩和について、解説ページの URL を追加

●P138-2 集 2-4

- ・同一敷地内に複数の出入口がある場合の取扱い、自転車及び自動二輪の取扱いを追記

●P144 集 13

- ・1 行目 福岡市内に田園住居地域がない旨を追記(R6.4.1 時点)

●P163 集 28

- ・(備考) ①「福岡市建築基準法施行規則」→「市細則」に修正
- ・×の図中に敷地の合計面積を追記

○第 4 章

- ・P186~P204 福岡市建築基準法施行細則 変更箇所は別紙新旧対照表参照

○第 5 章

- ・P286~P289 様式第 11 号 変更箇所は別紙新旧対照表参照

以上